

千葉県環境審議会鳥獣部会の開催結果（概要）

1 開催日時 令和8年8月19日（水）
午後2時から午後3時まで

2 開催場所 千葉県森林会館 5階 第1会議室
千葉市中央区長洲1-15-7

3 出席者
【委員】山崎 晃司委員（部会長）、高橋 祐子委員、加瀬 ちひろ委員、
平岡 考委員、伊東 新一委員、稲生 敏幸委員、寫津 昌明委員、
佐藤 哲也委員、廣沢 真純委員
【 県 】環境生活部次長、自然保護課長他

4 傍聴者 なし

5 議 案
議案第1号 笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定（案）について

6 審議結果
議案第1号については、事務局が原案を一部修正したのち、部会長の下承を得ることとした上で議決された。

7 主な質疑・意見
《議案第1号》

問：当該地域について外来植物はあるのか。また、あった場合に防除は特別保護地区であることで制限されないか。併せて、希少な植物をキョン等の食害から守るために柵等を設置する事は制限されないか。（委員）

答：当該地域における外来植物については把握していない。特別保護地区内での行為については、工作物の新築等、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採が制限されるが、許可を受ければこれらの行為も可能。（事務局）

問：外来の動物等から在来植物を守るための保護柵は許可を取れば設置可能だが、現状として、そのような行為許可の実績はないということでは。（委員）

答：実績はない。（事務局）

問：多様な鳥獣が生息しているとあるが、生息している鳥獣種数は外来種を除くべき。その場合、外来種を除くと、獣類は6種しかいない。鳥獣保護区全体の調査とのことだが、少ないのではないかと。コウモリ類とか小型哺乳類も生息しているのではないかと。リストはいつ作られたもので、更新されているのか。（委員）

答：鳥獣保護区を更新する前年または前々年に環境調査を行っている。今回のリストは令和 6 年度の調査結果である。その前は平成 26 年、平成 16 年、平成 6 年に調査しており、鳥獣保護区を更新の度に、リストも更新している。

外来種に関しては種数にカウントしないよう修正する。(事務局)

問：鳥獣保護区は 3 4 0 ha と広大だが、どのような調査を行っているのか。(委員)

答：令和 6 年度の調査は令和 6 年 5 月 4 日、6 月 4 日、1 1 月 1 2 日、令和 7 年 1 月 5 日の 4 日間、繁殖期と渡りの時期に分けて実施。調査内容としては、生息環境調査、生息数調査を実施。鳥獣保護区内に 3 k m の調査定線を設け、調査定線上を歩き、左右 5 0 m 以内区域を観察し、出現した鳥類の種類や個体数等を記録。獣類に関してはセンサーカメラも設置。(事務局)

意：鳥類のルートセンサスはある程度カバーできているかもしれないが、獣類に関しては 4 日間のセンサーカメラや目視だけでは不十分なので、もう少し丁寧に調査して、リストを充実させた方がよい。今後の課題としてほしい。(委員)

答：承知した。(事務局)

問：特別保護地区の保護に関する指針で、「定期的な巡視をする等により、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。」とあるが、巡視の内容は森林生態系を含めた生息環境を見ているのか、工作物や開発がないかを見ているのか。(委員)

答：鳥獣保護区では狩猟が禁止されているので、県で配置している鳥獣保護管理員が定期的にパトロール等を行い、鳥獣保護区や特別保護地区で狩猟者がいないか見回り取り締りしている。また、制札に不具合が生じていないか等を確認している。(事務局)

問：関連して、文章がおかしいのではないかと。何が著しい影響を及ぼすのか記載がない。(委員)

答：修正する。(事務局)

問：天然記念物の笠森寺自然林の範囲はどこか。特別保護地区内か。(委員)

答：明確な範囲は確認できていないが、笠森寺周辺の森林で、特別保護地区内である。(事務局)

問：哺乳類は他には何が出てきそうか。(委員)

答：げっ歯目、コウモリなどの小型哺乳類が出ると思う。(委員)

問：委託先が歩くだけでは確認できず、トラップ等が必要ということか。(委員)

答：委託先の問題ではなく、4 日間のルートセンサスと併用した調査が必要。(委員)

答：過去の調査では小型コウモリとタヌキが確認されている。(事務局)

問：鳥獣リストは直近の4日間の調査で確認されたもののみで、過去の結果は出ていない。
繰り返し調査をしている場合は、調査年ごとのリストを作り、できればそこに既存類型
調査を加えてリストを充実させるとよい。リストを再作成することは可能か。(委員)

答：過去の調査リストを並べてお示しすることは可能。(事務局)

問：特別保護地区の周囲には水田があり、イノシシ等による被害もあるとのこと。特別保護
地区になると木竹の伐採ができない。竹林等が密になると、イノシシ等の潜み場になり、
周囲の水田にも出没しやすいといったことがあると思われる。その対策として、木竹を
多少伐採したいといった相談はあるか。また、今後そのような要望があったら是非速や
かに許可いただきたい。計画書に追記することは可能か。(委員)

答：行為許可に関して、過去そのような相談はない。申請があれば許可することは可能だが、
他法令に関しては実施可能か不明。(事務局)

意：特別な地域に指定されると、伐採等の行為が認められないだろうと思い、相談しないと
いうことが想像できるので、環境整備も相談次第で検討できる余地があることを書かれ
ているとよいと思う。保護だけではなく、管理面に関してもわかるよう盛り込めたら
と思う。(委員)

意：今の提案を盛り込むとすると、その他の項目を新たに設けるかどうかだと思うが、事務
局預かりとするか。(委員)

答：事務局で検討する。(事務局)

問：指定にあたって、面積の増減は検討するのか。笠森寺は遊歩道もあり、人の出入りもあ
るが、昭和41年の指定から面積の増減はあるのか。(委員)

答：笠森特別保護地区の昭和41年の指定当初は67haで指定していた。平成8年の再指定の
際に34haに区域変更している。再指定や更新の際には関係機関や利害関係人に意見照会
をかけ、検討している。(事務局)

問：いくつか微細な部分で修正があるが、修正内容を部会長が確認することとして、議案第
1号の笠森鳥獣保護区特別保護地区の指定(案)について了承することとしてよいか。
(委員)

答：異議なし。(複数委員)